

入札公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）第 246 条第 1 項の規定により公告する。

令和 5 年 10 月 16 日

公益財団法人ふくしま自治研修センター 代表理事 伊藤 剛

1 入札に付する事項

- (1) 件名 ふくしま自治研修センター建築基準法第 12 条第 2 項に基づく建築物の定期点検業務委託 一式
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 6 年 2 月 29 日まで
- (4) 履行場所 別紙仕様書のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に該当しない者であること。
- (5) 福島県令和 5・6 年度工事等請負有資格業者名簿に登録されている者であること。
- (6) 福島県内に本店又は支店・営業所を有する者であること。
- (7) 建築基準法第 12 条第 1 項又は第 2 項に基づく建築物の定期点検業務を履行した実績を有する者。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を郵送又は持参により提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期限 令和 5 年 11 月 10 日（金）午後 4 時まで

- (2) 提出場所 郵便番号 960-2156
福島県福島市荒井字地藏原乙15-1
公益財団法人ふくしま自治研修センター事務室
電話番号 024-593-5711

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び期間

ア 場所 3(2)に掲げる場所に同じ。

なお、入札説明書の交付は上記で行うほか、公益財団法人ふくしま自治研修センターホームページにおいて公開する。

イ 期間 令和5年10月16日(月)～令和5年11月10日(金)

午前9時から午後4時まで

(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年11月17日(金)午後1時30分

イ 場所 公益財団法人ふくしま自治研修センター1階103教室

(3) その他

郵便による入札は認めない。

5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

6 入札参加者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、公益財団法人ふくしま自治研修センター代表理事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

- (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- (5) 本公告に関する問い合わせ先
公益財団法人ふくしま自治研修センター事務室
電話番号 024-593-5711
ファクシミリ 024-593-5714

(参考)

地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第164条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2

（略）